

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(介護休暇)	(介護休暇)
第5条 [略]	第5条 [同左]
第5条の2 [略]	第5条の2 [同左]
2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を 通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異 にする介護時間の承認を受けて勤務しない 時間がある日については、当該4時間から 当該介護時間の承認を受けて勤務しない時 間を減じた時間）の範囲内とする。	2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を 通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の 時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と 要介護者を異にする介護時間の承認を受けて 勤務しない時間がある日については、当 該4時間から当該介護時間の承認を受けて 勤務しない時間を減じた時間）の範囲内と する。
(介護時間)	(介護時間)
第5条の3 [略]	第5条の3 [同左]
2 <u>職員の育児休業等に関する条例</u> （平成27 年条例第22号）第22条第1項の規定による 部分休業の承認を受けて勤務しない時間が ある日の介護時間については、1日につき 2時間から当該部分休業の承認を受けて勤 務しない時間を減じた時間の範囲内とす る。	2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻か</u> <u>ら連続し、又は終業の時刻まで連続した2</u> <u>時間（職員の育児休業等に関する条例</u> （平 成27年条例第22号）第22条第1項の規定に よる部分休業の承認を受けて勤務しない時 間がある日については、当該2時間から当 該部分休業の承認を受けて勤務しない時 間を減じた時間）の範囲内とする。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則の規定は、

令和7年10月1日から適用する。